

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による未支給の保険給付（療養補償給付及び休業補償給付）を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A所在の会社B（以下「会社」という。）に勤務し、金属加工業務に従事していた。

請求人によると、被災者は、平成○年○月○日、会社の2階において、会社社長が趣味で飼育している金魚が入れられた大きな水槽を持ち上げようとして腰を負傷したとしている（以下「本件災害」という。）。被災者は、当日、C整形外科に受診し「腰部神経根症」と診断され、同月○日にはD整形外科に受診し「第12胸椎圧迫骨折」と診断された。その後複数の医療機関で療養を続けていたところ、平成○年○月○日自宅で縊死した。

請求人は、被災者の本件災害による受傷は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、未支給の保険給付（療養補償給付及び休業補償給付）を請求したところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働者の受傷等が労災保険法による保険給付の対象となるためには、引用する「判断の要件」のとおり、労働者が労働契約に基づき事業主の支配下関係にある状態（以下「業務遂行性」という。）が、まず認められなければならない。また、業務遂行性の具体的内容として、事業主の支配下にあり、かつ、管理下にあつて業務に従事していることが確認されなければならない。

(2) 請求人は、平成〇年〇月〇日、被災者は社長の継続的な指示により、作業している際に本件災害に遭い受傷したのであるから、請求した保険給付は支給されるべきであると主張する。また、本件災害の発生状況としては、被災者の単独作業中であり、就業時間内の午前中の発生であつて、当日、被災者の飲酒の事実はなく、社長を始め会社関係者の申述は信用できるものではないと主張する。

(3) しかしながら、被災者が本件災害時に行っていた作業をみると、会社2階の水槽の移動であることは、請求人も認めているところであり、争いのない事実といえる。この水槽の移動作業を被災者単独で行っていたか、社長と共同で行っていたか、就業時間内か外なのかに関わりなく、上記で示した判断要件においては、この作業が業務であるといえるかどうかが重要である。

(4) この点を検討すると、社長が被災者の本件災害時のことについて、「仕事がないので、工場の2階の洋間に自分の趣味で飼っていた金魚の水槽の水を取り替

えることにしました。」と申述しており、会社同僚のEも、被災者が「2階に上がっていった金魚の水を取り替える手伝いをして腰を痛めました。」と述べている。

さらに、会社の業務がFやGの機械の試作品の部品製造であって、被災者は金属加工の職人として勤務していたとの社長の申述や請求人も被災者は会社で精密機械の仕事をしていたと述べていることを併せ鑑みれば、被災者の受傷の原因となった作業は、会社での業務であるとはいえず、その本質は被災者と社長との私的関係での手伝いであるとみるのが相当である。

(5) 請求人は、被災者と社長の関係は特別であることを、意見書等で縷々述べ、平成〇年〇月〇日当審査会開催の公開審理においても、審理冒頭で「仕事だけでなく私的なことまでも、うちの主人は社長からさせられた。」と述べているとおり、平成〇年〇月〇日の被災者の受傷は、社長の趣味からくる私的な作業の依頼時に発生したものとみるのが妥当であって、業務遂行性は認められない。

(6) 以上により、被災者の受傷時の作業は業務として認められず、業務遂行性はないと判断せざるを得ないことから、業務起因性も認められず、本件災害による被災者の受傷は業務に起因するものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、被災者の受傷は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした未支給の保険給付（療養補償給付及び休業補償給付）を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。